

# 子育て・移住・定住応援宣言!

上毛町では新しい生活を応援しています。



## 結婚したら



### 定住促進結婚祝金のお知らせ

若い世代の結婚を祝福し、町への移住・定住を促進するため、上毛町に定住する意思のあるご夫婦に祝金を交付します。

#### 祝金

い い ふうふ

ご夫婦1組に対して **112,200円** (1回限り) を交付します。

※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

【対象者】\*平成31年4月1日以降に結婚し、結婚後3カ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦。

\*祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること

※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)

## 賃貸住宅に入居したら



### 新婚世帯・子育て世帯新生活応援補助金のお知らせ

町への移住・定住を促進するため、新たに町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯または子育て世帯に引越費用や家賃などの一部を補助します。

#### 初期費用

い い ふうふ

上限 **112,200円** (1回限り) を交付します。

●敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額

※ただし、新婚世帯においては婚姻日から起算して前3月、子育て世帯においては転入した日から起算して前3月に契約した費用が対象となります。

#### 家賃

い い ふうふ

月額上限 **11,220円** (最長3年間) を交付します。

●家賃月額から住宅手当を控除した額

【対象者】

〈新婚世帯〉 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合。

〈子育て世帯〉 小学生以下のお子さんがある世帯が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合。

※子育て世帯は町外から入居した場合に限ります。

※この制度は「福岡県地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、実施しています。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

### 【幼児教育・保育無償化】認可外保育施設等を利用する方の手続きについて

無償化の対象になるためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

上毛町在住の認可外保育施設、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の一時預かり事業、病児・病後児保育事業利用者は「施設等利用給付認定」の申請をしてください。

■対象施設・事業 認可外保育施設、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の一時預かり事業、病児・病後児事業

■無償化の対象者と範囲

次の(1)~(3)をすべて満たし施設等利用給付認定を受けた場合は、利用料が上限の範囲内で無償となります。

[条件(1)] 認可保育所、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない。

[条件(2)] 3歳になった日から最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども、または、市町村民税非課税世帯かつ0歳~3歳になった日から最初の3月31日までの間にある子ども。

[条件(3)] 保護者のいずれも就労等の「保育の必要性」がある。

子どもの年齢	施設等利用給付認定を受けるための要件	無償化の上限額
3~5歳児クラス	保育の必要性があること	37,000円/月
0~2歳児クラス	市町村民税非課税世帯 かつ 保育の必要性があること	42,000円/月

※通園送迎費、行事費、延長保育料などは保護者負担になります。

■申込み 認定希望月の前月1日~末日まで(土曜・日曜、祝日を除く)に申請書類を子ども未来課へ提出してください。また、申請書類は子ども未来課で配布しています。

●申請・問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)



### 身体障がい者巡回相談のお知らせ(肢体不自由の方の補装具相談)

身体障がい者巡回相談は、待ち時間短縮や相談者の利便向上及び効率的な事業運営のため、事前予約制を導入しています。

相談希望の方は、事前予約が必要となりますので、3月25日(金)までに長寿福祉課福祉医療係までご連絡ください。

巡回相談当日に予約を行わないで来場した場合は、受付ができませんのでご注意ください。

■日時 4月13日(水) 10:00~15:00 (受付時間 9:30~11:30、12:30~14:30)

※予約人数が少ない場合は午前中のみ受付で終了します。

※障がい者ご本人が来場してください。

■場所 豊前市総合福祉センター(豊前市役所横)

■相談内容

肢体不自由の補装具(義肢、装具)費の新規支給・再支給・修理の要否判定、処方

※車椅子、電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置の相談、要否判定等はいりません。

■持参するもの

・印鑑

・身体障害者手帳

・補装具再支給の場合は、前回支給された補装具

・補装具修理の場合は、修理が必要な補装具

●問い合わせ先

長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線166)

### 農業者年金に加入しませんか!! 農業に従事する方なら広くご加入いただけます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。



■特徴

・積立方式・確定拠出型の年金です。

・保険料の額は自由に決められます。

月額20,000円~67,000円の間で1,000円単位

・終身年金で80歳までの保証付きです。

・公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

(支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象)

・農業の担い手には、政策支援(保険料の国庫補助)があります。

(認定農業者などで一定の要件を満たす方が対象)

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、農業委員会または最寄りのJA(農協)か、農業者年金基金にお問い合わせください。

●問い合わせ先

農業委員会 TEL 72-3151(内線250)

福岡京築農業協同組合 築東支店 TEL 72-2010

農業者年金基金 TEL 03-3502-3942